

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

本市では、農産物の生産性の向上と農業所得の増大を図るため、恵まれた自然環境や地域特性を生かし、水稻、野菜、果樹、畜産、花きを基幹農産物として、自然環境の保全、良好な景観の形成を図りながら、首都圏の大消費地に近接した地理的優位性、さらには、福島空港や東北縦貫自動車道などの高速交通体系の利便性などの特性を生かした持続可能な農業の確立を目標に諸施策を講じてきました。

しかしながら、近年、農業及び農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、農産物の輸入自由化、農産物価格の低迷などに加え、食の安全・安心の関心の高まりや、ニーズの多様化など、著しく変化してきています。

加えて、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことにより、被災した農業生産基盤の早期復旧や東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による様々な被害に対する対策対応が喫緊の課題となっています。

これらの状況を踏まえ、平成23年4月、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次代に引き継いでいくため、「須賀川市食料・農業・農村基本条例」を施行しました。

本計画は、この条例に基づき、将来の目指すべき姿を明確にし、それを実現するための基本施策を総合的かつ計画的に推進することにより、震災や原子力災害からの復旧・復興をはじめ、安全・安心な「食料」の安定的供給、活力に満ちた「農業及び農村」の振興と持続的発展を図ることを目的に策定します。

第2節 計画の期間

本計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とします。

なお、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化などを踏まえるとともに、須賀川市第7次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2013」と整合性を図りながら、必要に応じ、計画の見直しを行うこととします。

また、平成30年度には、須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」と整合性を図り、必要な計画の見直しを行いました。

年度 計画名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
食料・農業・農村 基本計画	H25年度～H34年度									
総合計画	第7次総合計画 H25年度～H29年度					第8次総合計画 H30年度～H34年度				
まち・ひと・しごと 創生総合戦略			H27年度～H31年度							

第3節 計画の位置づけ

この計画は、平成30年度に策定した須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」を上位計画とし、「須賀川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に取り組むための須賀川市食料・農業・農村基本条例(第9条)に定める基本計画として、農業に関する各種計画の上位計画に位置づけます。



